現行

(前略)

(EX-ICカード等又はQRチケットの不所持)

- 第20条 チケットレス入場をしたお客様が、以下の各号の1に該当する場合は、 旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱います。
  - (1) 第11条第1項第1号の規定に基づく係員からの請求があった際にEX-I Cカード等を呈示しない場合。

(中略)

- 2 お客様が前項の取扱いを受けた場合であって、以下の各号に定めるときは、<u>当</u> <u>該EX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・</u> <u>増料金について、片道1人あたり320円の払いもどし手数料を収受したうえで</u>払いもどしをすることがあります。
  - (1) 前項第1号又は第3号に該当する場合は、お客様が、再収受証明書及び当該 I C 入場時に使用した E X I C カード等を E X 窓口に差し出して、係員が認めたとき。

(中略)

(EXサービスきっぷの紛失)

- 第21条 お客様がEXサービスきっぷを紛失した場合は、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取り扱います。
- 2 前項の取扱いを受けたお客様が、紛失したEXサービスきっぷ及び再収受証明書を当社又は他社が別に定める箇所の係員に差し出した場合であって、係員が認めたときは、<u>当該EX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、片道1人あたり320円の払いもどし手数料</u>を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。

改正

(前略)

(EX-ICカード等又はQRチケットの不所持)

- 第20条 チケットレス入場をしたお客様が、以下の各号の1に該当する場合は、 旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱います。<u>ただし、同条</u> <u>に基づき旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を収受する場合、当該旅客運賃及び</u> 増運賃の計算にあたって、同第86条及び第87条の規定は適用しません。
  - (1) 第11条第1項第1号の規定に基づく係員からの請求があった際にEX-I Cカード等を呈示しない場合。

(中略)

- 2 お客様が前項の取扱いを受けた場合であって、以下の各号に定めるときは、<u>再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について、払いもどし手数料220円(指定券にあっては、340円)を差し引いた額の</u>払いもどしをすることがあります。
  - (1) 前項第1号又は第3号に該当する場合は、お客様が、再収受証明書及び当該 I C 入場時に使用した E X I C カード等を E X 窓口に差し出して、係員が認めたとき。

(中略)

(EXサービスきっぷの紛失)

- 第21条 お客様がEXサービスきっぷを紛失した場合は、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取り扱います。<u>ただし、同条に基づき旅客運賃・料金</u>及び増運賃・増料金を収受する場合、当該旅客運賃及び増運賃の計算にあたって、同第86条及び第87条の規定は適用しません。
- 2 前項の取扱いを受けたお客様が、紛失したEXサービスきっぷ及び再収受証明書を当社又は他社が別に定める箇所の係員に差し出した場合であって、係員が認めたときは、再収受証明書に記入された旅客運賃・料金について、払いもどし手数料220円(指定券にあっては、340円)を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。

現行	改 正
(以下略)	(以下略)

## 附則

この通達は、令和5年10月1日から施行する。